

淡路佐野運動公園 管理水準書

令和4年9月

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所

兵庫県まちづくり部公園緑地課

目 次

公園の概要	1
I 管理方針	2
1. 「兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画」の遵守	2
2. 施設管理方針	3
3. 運営管理方針	3
II 維持管理	4
1. 植物管理	4
第1節 樹木管理	4
第2節 芝生管理	6
第3節 草花管理	7
第4節 草地管理	8
2. 施設管理	8
第1節 日常点検	9
第2節 定期点検	10
第3節 法定点検	11
第4節 有料施設管理	11
第5節 施設修繕	17
3. 占用施設の取り扱い	18
4. 清掃	18
第1節 建築物等清掃	18
第2節 園内清掃	19
III 運営管理	20
1. 管理体制	20
2. 安全巡視	20
3. 利用の指導	20
4. 利用料金等の徴収	21
5. 利用の許可	21
6. 利用の増進及び住民参画の取り組み	22
7. 施設命名権導入に伴う対応業務	24
8. 広告誘致に伴う対応業務	24
9. 運動施設の特別利用	24
IV 緊急時の対応	25
1. 災害・事故への対応	25
2. 警備	26
3. 損害保険への加入	26

V	その他.....	28
1.	県への報告.....	28
2.	県への損害賠償	29
3.	指定管理業務以外の業務	29

淡路佐野運動公園 管理水準書

公園の概要

公 園 名：淡路佐野運動公園 （運動公園）

所 在 地：淡路市佐野新島 9-6

開園面積：29.5ha

概 要： 淡路佐野運動公園は、淡路地域の運動施設の拠点として、また「野球王国兵庫」の充実を図るため整備された県立都市公園としては初めての本格的な運動公園である。全国規模の大会ができる野球場、「2002 F I F A ワールドカップ」でイングランドチームのキャンプ地として注目されたサッカー場に加え、中央部には各種スポーツに利用できる広大な芝生のグラウンドがあり、また、公園内の園路や広場では自由に散策やジョギングを楽しむことができる。

主要施設：資料編（P.1）参照

利用状況

年間利用者数：約 17 万人（令和 3 年度実績）。 春期から秋期の利用が特に多く、冬期には来園者が少なくなる傾向にある。繁忙期で 2 万 2 千人／月、閑散期で 1 万人／月の利用者がある。

利用者傾向： 全国・県大会レベルの公式大会で利用されている。競技の種類は主に、野球・サッカー・ラグビー・グラウンドゴルフであり、野球場は全国野球少年大会、全国高校野球大会等に利用されており、サッカー場は「2002 F I F A ワールドカップ」でイングランドチームのキャンプ地として利用された実績がある。

大会の他、合宿、練習、ジョギング、ウォーキング等でも利用されており、近隣からの利用もあるが、淡路島以外からの来園者が多く、特に土日祝日の利用が多い。

※募集要項に記載のとおり、第 1 野球場の夜間照明施設は、都市公園法第 5 条第 2 項に基づく設置許可施設であり、設置者は淡路市であるが、県立淡路佐野運動公園と第 1 野球場の夜間照明は一体不可分な施設であることから、管理業務を一体的に行う。

I 管理方針

1. 「兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画」の遵守

県は、平成 28 年 6 月に策定した「兵庫県都市公園の整備・管理運営基本計画（ひょうごパークマネジメントプラン）」に基づき、県立都市公園の整備及び管理運営を行うこととしている。

指定管理者は、この基本計画を踏まえた都市公園の管理運営を行うこと。

※「兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画（ひょうごパークマネジメントプラン）」は兵庫県のホームページを参照すること。

HP アドレス：<https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks24/parkplan.html>

〈兵庫県都市公園の整備・管理運営基本計画〉

I 活力あふれる地域づくりに資する公園

- ①地域の活性化をもたらす公園づくり
- ②地域文化の保全・継承、新たな芸術文化を創造する公園づくり
- ③元気で健康的な生活に資する公園づくり

II 子育てに資する公園

- ④子育て世代を支援する公園づくり
- ⑤子どもを育む公園づくり
- ⑥3世代が楽しめる公園づくり

III 環境との共生に資する公園

- ⑦自然環境等を守り・生かす公園づくり
- ⑧環境との共生を学ぶ場としての利活用

IV 安全安心な地域づくりに資する公園

- ⑨安全な暮らしを支える防災拠点としての利活用
- ⑩安心地域づくりに役立つ公園づくり
- ⑪誰もが楽しく安心して利用できる公園づくり

V 持続可能なパークマネジメントの推進

- ⑫効率的な老朽化対策の計画的な推進
- ⑬社会変化を踏まえたリノベーション等の推進
- ⑭施設間連携、民間活力等の連携による効率的・効果的な事業推進
- ⑮より良いサービスを提供する管理運営体制等の工夫
- ⑯県民の参画と協働の活動を推進する仕組みの工夫
- ⑰効果的な広報の推進
- ⑱公園づくりの評価等の推進

2. 施設管理方針

本公園は、全国・県大会レベルの公式大会の開催、野球王国兵庫への支援、淡路地域のスポーツ振興及び健康の維持増進等を図る運動施設の拠点とするため、2面の野球場、3面のサッカー場、野球場として4面の使用が可能な大きさを持つ多目的グラウンド、全天候型の屋内練習場等が整備された本格的な運動公園である。また、第1野球場では淡路市が夜間照明を設置しており、夜間利用も可能となっている。利用者の利便性向上のため、夜間利用の促進に努めること。

施設や設備については、利用者が快適かつ安全に利用できるよう、常に清潔に保ち、機能を正常に保持するため、適正な管理と保守点検を実施すること。施設管理にあたっては、利用対象に応じて、芝生グラウンドを良好なコンディションに保ち、各種スポーツ大会開催や合宿利用等に支障がないようにすること。また、競技者だけでなく随行者や観戦者にとっても快適な公園利用ができるように留意すること。

3. 運営管理方針

県及び市は、地域間交流の促進及び淡路地域の地域活性化に繋がる社会人・学生等の各種合宿の誘致を目指している。現状、合宿利用件数は伸び悩んでおり、多くが野球の合宿利用に偏っている。屋内練習場を活用し、野球はもとより、ブラスバンドやフットサル等の誘致、必要に応じて地域の宿泊施設と連携するなど、さらなる利用促進を図ること。

本公園では平成15年度から管理運営協議会を立ち上げ、公園利用者や行政、指定管理者が一緒になり、利用促進方策、運営管理等について協議を行っている。利用者の満足度を高め、期待に応えるため、管理運営協議会での協議や利用者アンケートの分析等により、平等、公正かつ質の高い運営を行うこと。

また、休日に比べ、利用率が低い平日や冬期の利用促進を図るため、屋内練習場も含めた、生涯を通じた健康づくりに寄与するためのプログラムや多世代の多様な特性を持つ人が参加できるニュースポーツの推進、地域の交通機関との連携等、利用者の需要に応じた利用促進事業のさらなる推進を図ること。

本公園は、淡路市の地域防災計画において、広域避難地に位置付けられている。災害時には、広域避難地としての役割に加え、淡路市が、屋内練習場を救援物資の仕分け地として活用する計画であり、地域の防災拠点としての役割も担う。この役割を認識したうえで、運営管理と組み合わせた取組みを推進し、災害時の利用者の安全の確保など、防災対策にも十分に配慮するとともに、環境対策にも重点的に取り組むこと。

Ⅱ 維持管理

1. 植物管理

第1節 樹木管理

公園利用者の安全と快適性の確保や周辺交通への安全確保、隣接地への影響を考慮して、剪定・枝下ろし・枯損木の処理・害虫防除等の適切な管理を行うこと。

1.1 管理対象範囲

公園全域の樹木を対象とする。(樹木管理図(資料編 P.4)、樹木管理表(資料編 P.5)に示す範囲)

1.2 高木剪定

高木剪定は自然樹形を活かすことを基本とし、樹木の健全な生育、園内景観及び利用者の安全上、必要なものについて行う。

(1) 適用範囲：1,674本(樹木管理図(資料編 P.4)に示す高木の範囲)

(2) 頻 度：適宜

(3) 高木剪定における留意事項

- ①園路・広場等の樹木については、日常点検を行い、倒木、枝折れ等を未然に防ぎ、公園利用者の安全を確保する。
- ②道路等、周辺交通に対して影響のある樹木については、日常点検を行い、道路構造令等により示される建築限界等を侵さないよう剪定等の管理を行う。また周辺交通管理者から要請があった場合は、速やかに対応する。
- ③隣接民地に対して影響のある樹木についても、上記と同様に剪定を行う。
- ④上記①～③の剪定に関しては、樹形を損なうような強剪定を行うことなく、公園樹木としての美観・樹形に配慮し、適切な剪定を行う。
- ⑤剪定枝は、チップ化利用など適切に処分する。

1.3 低木剪定

低木の植樹目的に応じ管理を実施する。花木は、園内景観の形成において重要であり樹種に応じた適切な剪定を行う。生垣については、その設置目的に応じて剪定を行う。また、利用者の安全確保の観点からの管理を行う。

(1) 適用範囲：7,423本(樹木管理図(資料編 P.4)に示す低木の範囲)

(2) 頻 度：適宜

(3) 低木剪定等の留意事項

- ①樹木の特性に応じ、適切な管理を行う。特に、花木類を刈込む場合は、花芽の分化時期と着生位置に注意する。
- ②機械刈を行う場合は、必要に応じて刈込み後に刈込みバサミ等により切返し剪定を行い、樹冠を整えると同時に鋭角的な切り口を残さないなど刈後の安全に

配慮する。

- ③刈取った枝葉はチップ化利用など適切に処分する。

1.4 クロマツ等

クロマツ等は、健全な育成、園内景観の形成を目的として適切に維持管理する。高木と同様に剪定、施肥、病虫害防除、枯損木処理などを適宜実施するとともに、健全な育成を害さないよう鳥居、添木等を適切に管理すること。

- (1) 適用範囲：16,713本（樹木管理図（資料編P.4）に示すクロマツ等の範囲）
- (2) 頻 度：適宜

1.5 施 肥

高木であればその育成に必要な養分の補給となる元肥、花木においては樹木の生長に必要な養分を施すほか、開花後の樹勢回復のための追肥を適宜施す。

- (1) 適用範囲：樹木管理図（資料編P.4）に示す高・低木の範囲
- (2) 頻 度：適宜
- (3) 施肥実施における留意事項

樹木の特性に応じ、適切な肥料の種類、方法、時期により施肥を行う。

1.6 病虫害防除

日常の巡視において病虫害の早期発見に努め農薬の使用は極力控える。病虫害の発生に対しては早急に対応する。

特に、クビアカツヤカミキリについては、毎年度、サクラオリーブなど該当樹種を全数調査し、その結果を洲本土木事務所に報告するとともに、協議の上、必要な対策を講じる。

また、クロマツについては、松食い虫による被害が確認された枯損木を早急に除去、処分すること。

- (1) 適用範囲：園内樹木
- (2) 頻 度：発生状況により適宜行う。
- (3) 薬剤散布に関する留意事項
 - ①薬剤の使用に関しては、農薬取締法等の農薬関連法規およびメーカーで定めている使用安全基準、使用方法を遵守する。
 - ②薬剤の種類は、状況に応じて決定する。
 - ③事前に来園者及び周辺等にあらかじめ周知を行う。作業は来園者の少ない時間帯に行い、看板や張り紙等を設置し来園者に注意を喚起する。
 - ④散布に際しては、周囲の対象植物以外のものにかからないよう十分注意して行う。

1.7 枯損木処理

枯損木処理にあたっては周辺樹木、施設、工作物等を損傷しないよう注意深く行い、県担当部署に報告する。

第2節 芝生管理

利用状況、設置目的を勘案し、芝刈り、施肥、エアレーション、目土等の作業を適切に行い管理する。

2.1 適用範囲

- (1) 適用範囲：芝生草地管理図（資料編 P.6）参照
- (2) 対象面積表：全体 120,170m²（内芝生地（グラウンド）82,910m²）

芝生地（グラウンド）内訳

	対象エリア	面積
1	第1野球場	9,000m ²
2	第2野球場	8,400m ²
3	サッカー場	19,000m ²
4	多目的グラウンド	46,510m ²

(3) 頻 度※

- ①芝刈り：1回/年
- ②芝施肥：適宜
- ③エアレーション：適宜
- ④目土掛け：適宜
- ⑤デイボット補修：適宜
- ⑥その他：散水、殺虫剤散布、バーチカル、養生シート、サッチ除去等の作業を必要に応じて適宜行う。

※ 野球場、サッカー場、多目的・第2多目的グラウンド等のスポーツ利用の芝生については、その利用特性に応じた管理を行うこと。（第4節の「有料施設の管理」を参照すること。）

2.2 管理内容

それぞれの芝生地の整備目的及び利用状況を勘案し、芝生の管理目標を定め、状況に応じた管理を行う。

	対象エリア	利用状況	管理目標
1	野球場	全国野球少年大会、全国高校野球大会県予選等に利用される。（第1野球場で	高水準なグラウンドコンディションを維持し、春から秋まで全国大会・県大会レベルの公式大会が円滑

		は、過去にプロ野球２軍公式戦（ウェスタンリーグ）が開催されている。	に実施できるものとする。
2	サッカー場	第１、第２サッカー場は、天然芝でありサッカー場として利用される。 第３サッカー場は人工芝であり、サッカーの他ラグビーでも利用される。	天然芝の第１、第２サッカー場は、高水準なグラウンドコンディションを維持し、全国大会・県大会レベルの公式大会を円滑に実施できる。 第３サッカー場の人工芝は、適正な管理を行う。
3	多目的グラウンド	野球をはじめサッカー、ラグビー（小学生以下）、グラウンドゴルフなど多様な競技で利用される。 近年では、ドローンの講習会にも利用される。	多様な利用対象に合せた維持管理を行い、練習・大会利用を円滑に実施できるものとする。
4	第２多目的グラウンド	少年野球をはじめサッカーなど多様な競技で利用される。	多様な利用対象に合せた維持管理を行い、練習・大会利用を円滑に実施できるものとする。
5	屋内練習場	野球・サッカー練習、フットサル、グラウンドゴルフの利用を想定。 ドローンの利用も可能。	人工芝の適正な管理を行う。

2.3 芝生管理における留意事項

- (1) 芝刈り作業を行う際は、十分に安全確保を行う。
- (2) 樹木の根際、柵類の周辺など機械刈りに適さない箇所は適宜、手刈りとする。
- (3) 施肥については肥料やけを起こさぬよう配慮する。
- (4) 芝カス、エアレーションコアなどは快適な公園利用に支障を及ぼさないよう適切な処理を行う。
- (5) 目土は、植物片、ガレキなどの混入が無いものを使用する。ふるい分けした目土用土を使用すること。

第３節 草花管理

公園の華やかさを演出する重要な修景要素と位置付け、花壇やプランターの草花の管理を適切に行う。基本的に年１回：春（３～５月）の植付を行い、来園者を楽しませる草花の演出に努める。また、多年草については状況に応じ株分け、植替え

を行う。花壇デザインなどについては、必要に応じ県担当部署と協議すること。

3.1 適用範囲

- (1) 適用範囲：園内における花壇等
- (2) 頻 度：植替え 1回/年
 人力伐根除草 適宜
 灌水 適宜

3.2 草花管理を行ううえでの留意事項

- (1) 花苗は発育良好で病虫害に侵されていないものとし、あらかじめ植え出しに耐えるよう栽培され、株立がしっかりし、細根の多く発生している、徒長していない整一な形態のものを使用する。
- (2) 育成する植物の選択にあたっては、人に害や毒のあるもの、植物自体にトゲのあるものはさける。
- (3) 植物の処理については、古株、雑草等は根より掘起し、土を払った後、適切に処理する。

第4節 草地管理

景観の配慮、利用状況を踏まえ快適な公園環境を維持すべく、適切に草地管理を行う。

4.1 草刈り

- (1) 適用範囲：機械除草 約 25,000m² （芝生草地管理図（資料編 P.6）参照）
- (2) 頻 度：1回/年
- (3) 草刈りを行ううえでの留意事項
 - ①樹木、株物、施設等を損傷しないよう注意し、刈むら、刈残しのないよう均一に刈込む。
 - ②樹木、株物、施設等の周辺も刈残しのないよう仕上げる。又それらにからんでいるツル性雑草もきれいに除去する。
 - ③刈草は、すみやかに処理するとともに、刈跡はきれいに清掃する。
 - ④樹木の根際、柵類の周辺、法面など機械刈りに適さない箇所は適宜、手刈りとする。

2. 施設管理

公園施設については、利用者が安心して快適かつ楽しく公園を利用できるように常時良好な状態を維持する。

このため、以下に示す施設毎に、主として目視による日常点検に加え、法定点検や施設の性能維持を目的とした定期点検を実施する。

実施にあたっては、「公園施設の点検表」を指定管理者において作成し、管理を行うとともに、点検結果や修繕履歴の整理、記録保存を行うこと。

第 1 節 日常点検

職員などが日常的に行う点検であり、主として、目視・触診、必要に応じて打診・聴診等を行い、施設の変状や異常の有無を調べる。

1.1 対象範囲（別紙、資料編の図面等参照）

- (1) 建築物（管理事務所（第 1 野球場スタンド）、クラブハウス、屋内練習場、便所、倉庫など）
- (2) 工作物（遊具（健康遊具）、休憩所（四阿等）、ベンチ、柵類、案内板など公園全域の工作物）
- (3) 雨水排水設備
- (4) 汚水排水設備
- (5) ガス設備
- (6) 給水・給湯設備
- (7) 灌水設備（雨水集水池、スプリンクラー等公園全域の灌漑設備施設）
- (8) 電気・機械設備（自動扉、空気調和設備、放送設備、照明灯、キュービクル（受変電設備）、ボイラー設備等、公園全域の電気設備施設）
- (9) 消防設備
- (10) トレーニング機器
- (11) ピッチングマシン
- (12) その他、上記に記載のない施設、設備

1.2 頻 度

1 回/日（遊具については、少なくとも 1 週間毎に打診・聴診等の点検も併せて行うこと）

1.3 日常点検における留意事項

- (1) ガス漏れ等の異常を発見した時は、直ちにガス供給者に連絡し、適切な処置を行う。
- (2) 点検の範囲や頻度に応じた点検表を作成し、点検を実施する。
- (3) 点検により異常が発見された場合は、すみやかに必要な修繕等の措置を講ずるとともに、措置を講ずるまでの間に事故が発生しないように対応する。
- (4) 遊具については、「遊具の安全に関する基準(JPFA-S:2014)」(社団法人日本公園施設業協会)に準じて行うこと。

第2節 定期点検

専門技術を有する者が目視・触診や打診・聴診により、または、用具・測定器具を使用し、施設の作動、損耗状況、変形等の異常について調べ、劣化判定及び診断を行うこと

2.1 対象範囲

- (1) 建築物（管理事務所（第1野球場スタンド）、クラブハウス、屋内練習場、便所、倉庫など）
- (2) 工作物（遊具（健康遊具）、休憩所（四阿等）、ベンチ、柵類、案内板など公園全域の工作物）
- (3) 雨水排水設備
- (4) 汚水排水設備
- (5) ガス設備
- (6) 給水・給湯設備
- (7) 灌水設備（雨水集水池、スプリンクラー等公園全域の灌漑設備施設）
- (8) 電気・機械設備（自動扉、空気調和設備、放送設備、照明灯、キュービクル（受変電設備）、ボイラー設備等、公園全域の電気設備施設）
- (9) 消防設備
- (10) トレーニング機器
- (11) ピッチングマシン
- (12) その他、上記に記載のない施設、設備

2.2 頻 度

2回/年（ただし、雨水排水設備、給水・給湯設備、スコアボード、トレーニング機器については、1回/年、ピッチングマシンについては、1回/3年）

2.3 定期点検における留意事項

- (1) ガス漏れ等の異常を発見した時は、直ちにガス供給者に連絡し、適切な処置を行う。
- (2) 点検の範囲や頻度に応じた点検表に基づき点検を実施する。
- (3) 点検により異常が発見された場合は、すみやかに必要な修繕等の措置を講ずるとともに、措置を講ずるまでの間に事故が発生しないように対応する。
- (4) トレーニング機器の正常かつ良好な利用状態を保つため、定期的に保守点検を行うものとする。専門技術者により以下の点検を行う。
 - ・ネジの緩み・増し締め
 - ・ベルト・ワイヤの調整
 - ・潤滑油補充

- ・ 機器清掃
 - ・ 点検報告書の作成 等
- (5) 遊具については、「遊具の安全に関する基準(JPFA-S:2014)」(社団法人日本公園施設業協会)に準じて行うこと。

第3節 法定点検

法令等に基づき、義務づけられている定期的な検査等

3.1 対象法令

- (1) 建築基準法
- (2) 電気事業法
- (3) 消防法
- (4) 水道法
- (5) 労働安全衛生法
- (6) ボイラー及び圧力容器安全規則
- (7) 建築物の衛生的環境の確保に関する法律
- (8) その他、上記に記載のない各法令

3.2 頻 度

各法令等に基づく頻度

3.3 法定点検における留意事項

- (1) 電気事業法第 43 条第 1 項に定める事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務を有資格者により実施すること。
- (2) 専門業者等により公園内の低圧電路の絶縁状態を確認すること。
- (3) 点検により異常が発見された場合は、すみやかに必要な修繕等の措置を講ずるとともに、措置を講ずるまでの間に事故が発生しないように対応すること。

第4節 有料施設管理

4.1 野球場

- (1) 対象範囲(有料施設管理図(資料編 P.7) 参照)
 - ①第1野球場
 - ・ 施設面積: 21,100 m² (内芝舗装面積:9,000 m²)
 - ・ 内 野: 黒土舗装、外野: 天然芝(ティフトン) 外周: アンツーカー
 - ②第2野球場
 - ・ 施設面積: 13,600 m² (内芝舗装面積:8,400 m²)
 - ・ 内 野: 黒土舗装、外野: 天然芝(ティフトン) 外周: アンツーカー

(2) 日常点検

頻度：1回/日

(3) グラウンド等整備（芝生管理を除く）

①頻度：利用状況を踏まえ、快適に使用できるよう設定。

②整備内容

下記について、必要に応じて適宜行う。

1) 内野黒土耕起作業（深さ 10cm 程度で 1 回／年実施。最終仕上がりは原則 2cm 以内の平坦性確保。）

2) バンカーレーキ、チェーンマット

3) ローラー転圧

4) 地面の凹凸の地均し（とんぼ等）

5) 備品の管理

6) その他ライン引き、散水、清掃、黒土飛散防止対策※等

※特に冬期の強風に留意し、バリケードによる風避け等、対策を講じる。必要に応じて黒土の補充を行う。

(4) 芝生管理基準

① 芝刈りは、4 月～11 月の実施期間の内、繁茂期の 5 月～7 月の間は週 2 回を原則とする。刈高は基本 15mm 程度の低刈りとし、利用対象に合わせた高さ管理をする。

② 殺虫剤は 5 種類以上の害虫に効果があるものを使用し、薬剤は 2 種類以上を使用する。殺菌剤は、4 種類以上異なった薬剤を使用する。1 回／年はヘリテージ同等品以上の薬剤を使用する。

③ 除草は抜根除草を基本とし、除草剤は春期及び秋期に散布を行う。除草剤の選定や使用にあたっては、雨水集水池の水質汚濁による天然芝への影響を考慮する。（灌水に集水池の雨水を利用している為、サッカー場の冬芝播種前 1 ヶ月及び播種後の養生期間は、除草剤を使用しない。）

④ コアリングの深さは芝生の生育状況に合わせて調整する。

⑤ 春と秋にサッチ分解剤を散布する。

作業基準回数（作業は天候や芝生の状況により、回数及び内容を変更する。）

作業の種類		頻度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
第1野球場 第2野球場	グラウンド整備	適宜												
	黒土耕起作業	1回/年												
	芝刈	45回/年												
	施肥	8回/年												
	殺菌剤散布	4回/年												
	殺虫剤散布	5回/年												
	除草	適宜												
	コアリング	1回/年												
	灌水	適宜												
	ディボット補修	適宜												
	芝生ライン出し	1回/年												
	目砂	適宜												
	サッチ除去	2回/年												
	サッチ分解剤散布	2回/年												

4.2 サッカー場

(1) 対象範囲

①第1サッカー場

- ・施設面積：13,370m²（内天然芝ピッチ面積 8,985m²）
- ・天然芝ピッチ（夏芝；ティフトン、冬芝；ペレニアルライグラス）

②第2サッカー場

- ・施設面積：13,600m²（内天然芝ピッチ面積 10,015m²）
- ・天然芝ピッチ（夏芝；ティフトン、冬芝；ペレニアルライグラス）

③第3サッカー場

- ・施設面積：11,230m²
- ・人工芝ピッチ

(2) 日常点検

頻 度：1回/日

(3) グラウンド等整備（芝生管理を除く）

①頻 度：利用状況を踏まえ、快適に使用できるよう設定。

②整備内容

下記について、必要に応じて適宜行う。

- 1) ライン引き、ポイント出し
- 2) 備品の管理
- 3) ゴールポストの移動

(4) 天然芝生管理基準

- ① 芝刈りは年間を通して行い、繁茂期の5月～7月の間は週2回を原則とする。
刈高は夏場15mm、冬場25mm程度の管理を基準とし、利用対象に合わせた高さ管理をする。
- ② 殺虫剤は5種類以上の害虫に効果があるものを使用し、薬剤は2種類以上を使用する。殺菌剤は、5種類以上異なった薬剤を使用する。1回/年ヘリテ

ージ同等品以上の薬剤を使用する。

- ③ 施肥は4月～8月、10月～12月に8回実施し、芝生固形専用肥料を使用する。
冬芝播種後は10月と3月に2回実施し、液体肥料を使用する。
- ④ 除草は抜根除草を基本として、冬芝播種前1ヶ月及び播種後の養生期間は除草剤を使用しない。また基本的に土壌処理除草剤は使用しない。
- ⑤ 土壌が砂であることから、排水性が良いが乾燥し易いため、葉焼けをおこさないよう留意して灌水を行う。
- ⑥ 芝生更新作業として、4～6月にかけて冬芝から夏芝への移行を行う。コアリング深さは芝生の生育状況に合わせて調整する。最後に目砂散布を行う。
- ⑦ 春と秋にサッチ分解剤を散布する。
- ⑧ 冬芝播種は9月から第1、第2サッカー場の2面において順次行う。現在使用している「ペレニアルライグラス種子」を播種し、播種後は目砂散布を行う。

(5) 人工芝生管理基準

- ①必要に応じて芝起こしを行う。
- ②必要に応じてゴムチップを補充する。
- ③人工芝フィールドの縁等、雑草が生えやすい領域等に留意して管理し、根やゴミ等を確認した際は速やかに除去する。

(6) 天然芝の利用制限

- ①芝生の養生の為、利用は原則週3日（水・土・日曜日及び祝日）までとし、1日4時間までとする。
- ②4～6月の冬芝から夏芝への移行の際は、各月毎に2週間程度利用を停止する。
- ③9月は、冬芝播種後の養生のため40日程度利用を停止する。
- ④その他、芝生の状況により使用禁止と判断した場合は利用を停止する。

作業基準回数(作業は天候や芝生の状況により、回数及び内容を変更する。)

作業の種類		頻度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
第1, 2サッカー場	グラウンド整備	適宜												
	芝刈	70回/年												
	施肥	10回/年												
	殺菌剤散布	5回/年												
	殺虫剤散布	5回/年												
	除草	適宜												
	芝生更新	3回/年												
	灌水	適宜												
	播種	1回/年												
	ディボット補修	適宜												
	サッチ分解剤散布	2回/年												
第3サッカー場	グラウンド整備	適宜												

4.3 多目的グラウンド

(1) 対象範囲

①多目的グラウンド

- ・施設面積：約 43,900 m² (内芝舗装面積： 33,160 m²)
- ・天然芝グラウンド内野 4 面（黒土舗装 2 面、真砂土舗装 2 面、天然芝；ティフトン）、

②第2多目的グラウンド

- ・施設面積：約 17,300 m² (内芝舗装面積： 13,350 m²)
- ・天然芝グラウンド内野 2 面（真砂土舗装 2 面、天然芝；ヒメノ）

(2) 日常点検

頻度：1 回/日

(3) グラウンド等整備（芝生管理を除く）

①頻 度：利用状況を踏まえ、快適に使用できるよう設定する。

②整備内容

下記について、必要に応じて適宜行う。

- 1) 内野耕起作業（ハードレーキによる表層耕起）
- 2) チェーンマット
- 3) ローラー転圧
- 4) 地面の凹凸の地均し（とんぼ等）
- 5) 備品の管理
- 6) その他ライン引き、散水、清掃、黒土飛散防止対策*等

※特に冬期の強風に留意し、バリケードによる風避け等、対策を講じる。必要に応じて黒土の補充を行う。

(4) 天然芝生管理基準

- ① 芝刈りは4月～11月の実施期間のうち、繁茂期の5月～7月の間は月3回以上を原則とする。刈高は基本 17mm 程度の管理を基準とし、利用対象に合わせた高さ管理をする。
- ② 殺虫剤は5種類以上の害虫に効果があるものを使用し、薬剤は2種類以上を使用する。殺菌剤は、4種類以上異なった薬剤を使用する。1回/年はヘリテージ同等品以上の薬剤を使用する。
- ③ 除草は抜根除草を基本とし、除草剤の散布時期は春期及び秋期に行い、水質汚濁を考慮して除草剤を選定する。（灌水に貯水池の雨水を利用している為、サッカー場の冬芝播種前1ヶ月及び播種後の養生期間は、除草剤を使用しない。）
- ④ コアリング深さは芝生の生育状況に合わせて調整する。
- ⑤ 春と秋にサッチ分解剤を散布する。

(5) 利用制限

- 1) 多目的グラウンドにおいてサッカーの利用が多い時期は、芝生の養生の為、利用は原則週3日（水・土・日曜日及び祝日）までとし、1日6時間までとする。
- 2) その他、芝生の状況により使用禁止と判断した場合は利用を停止する。

作業基準回数(作業は天候や芝生の状況により、回数及び内容を変更する。)

作業の種類		頻度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
多目的グラウンド	グラウンド整備	適宜												
	芝刈	16回/年												
	施肥	7回/年												
	殺菌剤散布	4回/年												
	殺虫剤散布	5回/年												
	除草	適宜												
	コアリング	1回/年												
	灌水	適宜												
	ディポット補修	適宜												
	芝生ライン出し	1回/年												
	目砂	適宜												
	サッチ除去	2回/年												
	サッチ分解剤散布	2回/年												
第2多目的グラウンド	グラウンド整備	適宜												
	芝刈	12回/年												
	施肥	7回/年												
	殺菌剤散布	4回/年												
	殺虫剤散布	5回/年												
	除草	適宜												
	コアリング	1回/年												
	灌水	適宜												
	ディポット補修	適宜												
	芝生ライン出し	1回/年												
	目砂	適宜												
	サッチ除去	2回/年												
	サッチ分解剤散布	2回/年												

4.4 屋内練習場

(1) 対象範囲

・施設面積：延べ4,975 m²

(アリーナ：2,916 m²、ブルペン：510 m²、トレーニング(研修)室：

91 m²、会議室：190 m²等)

- ・アリーナ：人工芝
- ・ブルペン：黒土舗装、人工芝

(2) 日常点検

頻 度：1 回/日

(3) 人工芝管理基準

- ①必要に応じて芝起こしを行う。
- ②必要に応じてゴムチップを補充する。
- ③人工芝フィールドの縁等、ゴミ等を確認した際は速やかに除去する。

(4) 黒土舗装整備（ブルペン）

- ①頻 度：利用状況を踏まえ、快適に使用できるよう設定する。
- ②整備内容

下記について、必要に応じて適宜行う。

- 1) 地面の凹凸の地均し（とんぼ等）
- 2) 備品の管理
- 3) その他散水、清掃、黒土飛散防止対策*等

※特に冬期の強風に留意し、バリケードによる風避け等、対策を講じる。必要に応じて黒土の補充を行う。

(5) トレーニング（研修）室、会議室の管理

利用状況を踏まえ、快適に使用できるよう管理する。

(6) 利用制限

人工芝、黒土舗装等の状況により使用禁止と判断した場合は利用を停止する。

4.5 使用材料の規格

(1) 芝生の目砂

グラウンドの芝生の目砂は水道用濾過砂（川砂洗い砂）とし、粒度 0.3mm 以下とする。

(2) 黒土

第1、第2野球場、多目的グラウンド、屋内練習場のブルペンの黒土は、黒土と粒度調整砂（粒度 0.5mm 以下）の混合土（配合割合 1：1）とする。

第5節 施設修繕

施設の破損等の異常を発見した時は、日常的な維持管理に必要な修繕^{※1}を指定管理者が速やかに行う。大規模な修繕・改修^{※2}が発生した場合は、指定管理者は応急処置により速やかに安全を確保したのち、県担当部署と協議のうえ修繕工事費負担区分を決定する。施設の耐用年数及び補修サイクルを補修の目安とする。

- ※1 日常的な維持管理に必要な修繕とは、「施設又は設備の劣化若しくは損傷部分又は機器の性能若しくは機能を実質上支障のない状態まで回復させることとし、消耗品の交換を含むもの」をいい、いわゆる小規模修繕のこと。
- ※2 大規模修繕・改修とは、日常的な維持管理に必要な修繕業務の範囲を超える修繕のこと。

3. 占用施設の取り扱い

占用施設は占用者が管理を行うものとし、県担当部署に確認の上、施設の管理区分を把握すること。

占用施設の異常等を発見した時は、公園利用者の安全を確保すると共に、占用者及び県担当部署に連絡すること。

4. 清掃

第1節 建築物等清掃

1.1 管理事務所（第1野球場スタンド）、クラブハウス、屋内練習場

- (1) 頻 度：2回/週程度（利用状況に応じて適宜）
- (2) 内 容：利用者に不快感を与えないよう施設環境を良好に保つため、壁、床、ドア等の日常清掃及び、ワックスがけ、窓拭き等必要な定期清掃を行う。

1.2 便所（9箇所※）

- (1) 頻 度：2回/週（利用状況に応じて適宜）
- (2) 内 容：利用者に不快感を与えないよう、汚物の処理、洗剤を使つての便器、手洗い、壁、床、ドア等の清掃及びトイレトーパー、消毒液、脱臭剤等の補充を行う。また定期的に施設の消毒を実施する。

※但し、9箇所の内、サッカー場トイレ（女子）1箇所、多目的グラウンドトイレ（女子）1箇所は、R5年度に供用予定。

1.3 工作物清掃

- (1) 頻 度：適宜
- (2) 方 法：工作物の掃き掃除及び周辺のゴミ拾いを実施する。必要に応じてベンチなどの拭き掃除も行う。また定期的に、パーゴラや照明器具周辺のくもの巣除去などの作業も適宜実施し工作物の良好な状態を維持すること。

第2節 園内清掃

2.1 適用範囲

- (1) 適用範囲：園内全域。（清掃区域図（資料編 P. 8）参照）特に以下の施設を中心に清掃を行う。
- (2) 対象面積表：295,000 m²

野球場 34,700m ²	サッカー場 38,200m ²	多目的グラウンド 43,900m ²
第2多目的グラウンド 17,300m ²	芝生スタンド 2,600m ²	園路 35,300m ²
多目的広場 10,600m ²	建物 2,460m ²	駐車場 16,500m ²
貯水池 1,540m ²	受水槽 122m ²	その他園地 86,560m ²
屋内練習場 4,993m ²	渡り廊下 225m ²	

- (3) 頻 度：3回/年（利用状況に応じて適宜）

- (4) 方 法：

①園内清掃

園内の紙屑、空カン、ビン、落葉、枯枝等の不要物を収集、所定箇所へ運搬して分類を行う。清掃及びゴミの集積回数は、公園利用状況に応じ利用者に不快感を与えないように常にきれいな状態を維持できるよう設定すること。

県担当部署の指導がある場合は、これに従うこと。

なお、このうち落葉等の有機物については、樹木等の根元に集め、植栽地の表土保護として利用すること。

②ゴミ処分

関連法令等を遵守し、事業所系一般廃棄物として処分すること。

2.2 雨水排水施設清掃

- (1) 適用範囲：排水施設 開渠側溝、排水会所
- (2) 頻 度：梅雨前、台風時期（その他適宜）
- (3) 方 法：排水機能に支障が無いよう、ゴミ、落ち葉等を適宜除去し、必要に応じて泥上げ等の作業を行う。

Ⅲ 運営管理

1. 管理体制

1.1 職員の待機

指定管理者が毎事業年度開始前に作成する実施計画書で定める開園日の業務時間中は、緊急時等の連絡調整に必要な人員として最低1名を管理事務所に待機させ、常時連絡がとれる体制にしておくこと。

2. 安全巡視

2.1 パトロール等

(1) 適用範囲：園内全域

(2) 方法：安全で快適な公園利用ができるように日常及び定期的に巡視を行い、異常箇所が発見された場合は、速やかに補修や改修を行うとともに、補修等が完了するまでの間においても、確実な事故防止対策を講じること。

適切に公園が利用されているか、又は、他の利用者の利用を妨げる行為、著しく迷惑となる行為が行われていないかなどに注意してパトロールを行うこと。

イベント等開催時や駐車場の混雑時には、必要に応じて警備を行うなど、安全確保に十分配慮すること。

2.2 救護

園内において人身事故、事件が発生した時は、指定管理者は現地に急行し事故者の保護に努め、事故・事件関係者の把握に努める。状況に応じ救護の必要があれば、応急手当、消防・警察への通報、病院への搬送等、適切な措置をとるとともに、県担当部署に報告すること。スタッフはこれらの事態の発生に適切に対応するため、救命講習会等の受講に努めること。

また、病院、消防署、警察署、県担当部署との緊急時連絡体制を確保すること。

AED は、現在、第1野球場に1箇所設置しているが、第2野球場、クラブハウス、屋内練習場の各1箇所については、指定管理者がリース契約により設置すること。更に、利用状況を踏まえ、必要に応じて指定管理者で追加設置し、救急対応に努めること。

3. 利用の指導

3.1 施設利用方法の指導

運動施設の有料施設及び公園内工作物の利用方法の指導を行う。特に安全利用を重視し、危険行為や迷惑行為の防止を図る。

屋内練習場のトレーニング室については、初心者などを対象とした講習会等（初心者オリエンテーション）の計画を立て、利用者に適切な指導を行うこと。また、（公財）日本スポーツ施設協会認定「公認トレーニング指導士」または（公財）健康・体力づくり事業財団認定「健康運動指導士」の資格の保有者、もしくは1年以上のトレーニング指導業務の経験を有する者のいずれかが指導にあたることが望ましい。

3.2 施設利用予約等について

窓口受付の他、利用者がインターネット等（インターネット及び携帯電話）により公園施設の利用予約が可能なシステムを導入すること。

※（公財）兵庫県園芸・公園協会が運用する施設予約システムに参加することは可能であるが、その場合応分の負担が必要となる。

HP アドレス：<http://www.hyogo-park.or.jp/yoyaku/#>

4. 利用料金等の徴収

4.1 適用範囲

- (1) 第1野球場
- (2) 第2野球場
- (3) 第1サッカー場
- (4) 第2サッカー場
- (5) 第3サッカー場
- (6) 多目的グラウンド
- (7) 第2多目的グラウンド
- (8) 屋内練習場

上記（1）～（8）については、兵庫県都市公園条例（以下「条例」という。）及び兵庫県立都市公園条例施行規則（以下「規則」という。）に基づき適切に運営を行う。利用料金は条例及び規則に基づき徴収する。

5. 利用の許可

5.1 施設利用の承認

兵庫県立都市公園条例施行規則第8条に基づき、同規則第6条第3項から第6項までの規定に基づく権限は、指定管理者が行う。

【兵庫県立都市公園条例施行規則第6条（抄）】

第1項、第2項 略

第3項 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、有料公園施設の利用の承認をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 公園施設又は都市公園の設備を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、都市公園の管理上支障があるとき。

第4項 知事は、有料公園施設利用申込書の提出があった場合において、利用の承認をしたときは、有料公園施設利用承認書を当該申込みをした者に交付するものとする。

第5項 第1項の本文の場合において、2以上の者から有料公園施設の利用の申込みがあったときは、知事は、抽選により施設の利用者を決定し、利用の承認をするものとする。

第6項 知事は、有料公園施設を別に定める競技会等のために利用する場合において、特に必要があると認めるときは、第1項及び前項の規定にかかわらず、当該施設の利用日の属する年度以前においても利用の承認をすることがある。

5.2 占用の許可及び行為の制限

兵庫県立都市公園条例施行規則第8条に基づき、都市公園法第7条第6号、兵庫県立都市公園条例第4条第1項第4号及び第5号の規定に基づく権限は、指定管理者が行うものとする。

6. 利用の増進及び住民参画の取り組み

6.1 「県立淡路佐野運動公園 管理運営協議会」について

(1) 設置目的

本公園が利用しやすく整備効果を十分発揮できるよう、利用促進方策、運営管理等について関係者相互間で協議を行うため、県立淡路佐野運動公園管理運営協議会を設置している。

(2) 組織

①構成員はスポーツ関係者、利用者代表（地元自治会等）、兵庫県、淡路市、指定管理者としている。

②指定管理者においても、必要に応じ公募により構成員を選出することができる。
構成員の変更にあたっては、事前に県担当部署と協議・調整を行うこと。

※少なくとも、令和5年度は、前年度の構成員を引き継ぐこと。

(3) 協議会の役割

下記の事項について、公園管理者及び指定管理者への提案、助言

①公園の管理運営のあり方に関する事項

- ②公園の豊富な資源や施設の有効的な利活用に関する事項
- ③公園利用者と地域住民の参画と協働の具体的な取り組みに関する事項
- ④その他、目的を達成するため必要な事項
- (4) 指定管理者の役割及び開催頻度
 - ①事務局として、日程調整、企画・運営・連絡調整等のコーディネートを行う。
 - ②年1回程度実施する。
 - ③この会議の運営にかかる費用は指定管理者が負担する。
- (5) 部会

専門部会として「野球管理運営部会」、「サッカー管理運営部会」及び「公園利活用部会」を設ける。

6.2 利用者及び住民の参画

県民が公園に求めるものを的確に把握し、それらに対応して公園の魅力を高める事に努め、県民の参画と協働の機会を増やし、多くの県民に公園と関わってもらうことによって親しみある公園と認識されるように努めること。

- (1) 住民参画による公園の管理運営について積極的に取り組むこと。
- (2) 公園利用を促すイベント等の企画及び実施を行うこと。
- (3) 「県立淡路佐野運動公園 管理運営協議会」を主体的に運営すること。

6.3 利用促進事業

利用促進事業は、公園の魅力を高め、県民の参画と協働の公園づくりに資するなどの公益的な目的のために幅広い層の人を対象に、指定管理業務の一環として行う事業である。公園の資源を活かしたプログラムや、参画と協働による取組、公園の広報につながる事業などの提案を求める。

特に指定管理者主催のイベントのほか、地域住民やボランティアによる自主イベントを受入れ、県民の自己実現の場を提供するなど、地域一体となった利活用の推進に努めること。このとき、材料代など最低限の費用を徴収することは可能である。

なお、たとえ「支出が収入を上回る事業」であっても、その内容が上記のような公益的目的を有しないようなイベント等は、収益事業として実施すべきものであり、利用促進事業として実施することはできない。

6.4 広報活動

- (1) 内 容：
 - ①公園の存在、内容を知らせる。
 - ②休業日・利用時間・利用方法を知らせる。
 - ③公園で行われる催しを知らせる。
 - ④有料施設の案内・宣伝。
- (2) 方 法：パンフレット、ホームページ、SNS、イベント、新聞、雑誌等

7. 施設命名権導入に伴う対応業務

施設命名権に伴い発生する対応業務について、県担当部署と協議のうえ行うこと。
 県担当部署、施設命名権者との連絡調整を綿密に行い、付与された権利の運用を適切に行うとともに、スポンサーメリットが最大限発揮されるよう努めること。

8. 広告誘致に伴う対応業務

平成 22 年度から、第 1 野球場の外野フェンスへ掲載している広告について、指定管理者は、現在広告を掲載している企業との契約更新を円滑に行うこと。また、県担当部署と指定管理者が一体となって、一層の広告掲載の獲得に取り組み、空き区画がないように努めること。広告料は、県と指定管理者が各々 1/2 を収入とする。

9. 運動施設の特別利用

運動施設の特別利用については、兵庫県立都市公園条例施行規則第 6 条第 6 項に基づき、指定管理者が運用を定めている。現指定管理者においては、前年度に利用承認を行っていることから、令和 5 年度の運用に当たっては、引き継ぎを行い、適正な運営を図ること。

IV 緊急時の対応

1. 災害・事故への対応

公園施設を常に良好な状態に保ち、気象情報等に注意して災害・事故の未然防止・最小化に努めるとともに、災害・事故発生時には、適切かつ迅速な対応を行う。

1.1 災害への対応

(1) 防災対策マニュアルの策定

台風、豪雨、地震、津波、火災などの緊急時に適切かつ円滑な対応を行うため、防災対策マニュアルを県担当部署の承認を得て策定し、緊急時には基本的にこのマニュアルに基づき行動する。

(内容)

防災体制、連絡体制、職員行動計画、災害時の措置、二次災害の防止など

(2) 災害時の措置

- ① 県担当部署又は公園緑地課から発令される指令・指示に従うものとする。
- ② 緊急点検を実施し、被災状況と危険箇所を把握し速やかに点検結果をとりまとめ、資料を公園緑地課に報告すること。災害予算等の資料作成等に協力を行うこと。
- ③ 人命の安全確保を優先し、二次災害の防止に努める。
- ④ 二次災害の防止のため必要があると認められるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、県担当部署の意見を聞かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。
- ⑤ 前項の場合においては、そのとった措置の内容を県担当部署に直ちに報告しなければならない。

(3) 災害復旧

- ① 危険回避のために必要な場合は最低限の範囲で速やかに応急対応を行うこと。
- ② 災害復旧のための実施協力を行うこと。

1.2 事故への対応

(1) 事故対策マニュアルの策定

事故、急病・けが、事件等が起こった場合に、適切かつ速やかな対応を行うため、あらかじめ事故対策マニュアルを県担当部署の承認を得て策定する。

(内容) 人命の安全確保を優先、連絡体制、職員行動計画、事故時の措置など

(2) 事故時の措置

- ① 重大な事故（公園施設に起因する 30 日以上の治療を要する重傷者又は死者の発生する事故）については、必ず県担当部署に報告、その他の事項については適宜報告する。

- ②事故が発生したときは、直ちにその状況を把握し、人命の安全を優先した最善の処置をとらなければならない。
- ③事故防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要であると認められるときは、あらかじめ県担当部署の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。
- ④前項の場合においては、そのとった措置の内容を県担当部署に直ちに報告しなければならない。

1.3 訓練・予防

- (1) 緊急時に際して適切、円滑に行動することができるよう、防災訓練、消火訓練、人命救助訓練等を行うものとする。
- (2) 夜間パトロールの実施やたき火等の危険行為に対しての注意の喚起等、災害・事故の予防対策を講じる。

1.4 災害・事故の際の公園施設の利用

本公園は、淡路市地域防災計画において広域避難地として位置付けていることから、地震・台風・その他の災害が発生し、本公園を避難場所・救援活動等の拠点として使用する必要があると県及び市が判断したときは、指定管理者はこれに協力すること。

また、災害・事故等の発生により、本公園施設の多目的広場の緊急離発着場（ヘリポート）等の活用にかかる要請があった場合、これに適切に対応すること。

なお、管理水準書変更を伴う業務が予見される、又は生じた場合は、県担当部署と協議すること。

2. 警備

防犯、火災監視、設備監視のため、管理事務所、クラブハウス、屋内練習場の夜間及び休業日の警備体制などを実施計画書に記載し県担当部署へ報告すること。

3. 損害保険への加入

3.1 第三者損害保険への加入

事故の原因が公園施設そのものの欠陥の場合は県担当部署の責任となるが、管理の瑕疵による場合は、指定管理者の責任になるので、下記と同等以上の損害賠償保険に加入すること。

また、施設の利用者に対しては、事故を防止する対策を求めるとともに、施設の機能や性能を考慮し、都市公園の管理上、指定管理者が必要と判断する場合に

は、損害保険の加入を義務づけることとする。

(内容) 公園等総合責任賠償責任保険

対人賠償 1人につき1億円 1事故につき3億円

対物賠償 1事故当たり 500万円

V その他

1. 県への報告

1.1 報 告

- (1) 指定管理業務開始に先立ち、園内及び公園施設の確認を行い、公園台帳との異同等現状を県に報告する。
- (2) 入園者数及び有料施設等の利用状況の報告を行う。
- (3) 各報告事項は、所定の様式に基づき作成し、県担当部署に提出しなければならない。

①日報

利用状況、維持管理作業等の状況について、日報を記録し、県の求めに応じ報告できるように整理を行っておくこと。

②月報

入園者数、有料施設等の利用状況及び維持管理作業状況を所定の様式に基づき報告、提出すること。

③年報

上記を月別にまとめたものを報告、提出すること。

④日入園者数の把握

有料施設の利用者数、駐車台数や必要に応じ目視による調査を行うとともに、既存過去データも参考にして、入園者数を把握すること。

⑤利用者満足度調査

公園に対する県民ニーズを的確に把握し、県民サービスの向上に生かすため、利用者満足度調査を実施すること。

なお、調査項目、調査日については、県と協議のうえ決定すること。

【年間目標調査数】

- ・公園利用アンケート：合計 200 人程度（通年）
- ・イベントアンケート：合計 200 人程度
（原則 2 回以上：春、秋のイベントで各 1 回以上）
- ・施設アンケート：合計 100 人程度（通年）

※利用者満足度調査の結果は、県が実施する管理運営評価に反映するものとする。

⑥自己評価

毎年度、管理運営に関する自己評価を実施、報告する。

⑦苦情、要望等の特別な事項について報告する。

⑧利用促進事業の内容及び収支について報告する。

⑨収益事業の収益を指定管理業務に充当している場合は、内容及び収支を報告すること。

- (4) 指定管理者が実施する施設修繕等により、公園台帳に変更が生じる場合は、「施設台帳等の作成の手引き（兵庫県県土整備部）」により台帳の修正を行い、「施設台帳等作成チェックリスト」とあわせて業務完了時に成果品として県に提出すること。

2. 県への損害賠償

2.1 損害賠償

指定管理者が業務遂行に当たり、県に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

3. 指定管理業務以外の業務

3.1 収益事業

指定管理者は、指定管理業務以外で、収益事業（都市公園法及び兵庫県立都市公園条例で認められた範囲で、指定管理者が知事の許可を得て公園内において自らの責任で行う事業）を行うことができる。